

女性活躍推進法に基づき「一般事業主行動計画」（平成28年4月1日～平成33年3月31日分）を策定しました。

女性活躍推進法では、公示等による教職員への周知やホームページ等により策定した行動計画内容と女性活躍に関する情報を公開することが義務付けられていますので、ここにお知らせします。

---

### < 行 動 計 画 >

女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動する。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日

2. 本法人の課題

課題1： 在職教職員の男女比に大きな差は見られないが、管理職に占める女性の割合が低い。

3. 目 標

目標1 管理職（職員は課長級、教員は教頭補佐・教頭級以上）に占める女性割合について25%以上を維持する。

4. 取組内容と実施時期

- 平成28年 7月 アンケート、ヒアリング等により女性教職員が勤務する上での課題について把握し、解決策について検討する。
- 平成28年11月 必要な研修を実施し、管理職候補者を育成する。

---

### < 公 開 す る 情 報 >

平成28年3月31日現在の労働者に占める女性労働者の割合  
・・・ 50.9%

平成28年3月31日現在の管理職（職員は課長級、教員は教頭補佐・教頭級以上）に占める女性労働者の割合  
・・・ 29.0%

平成28年3月31日現在の課長補佐級以上に占める女性労働者の割合  
・・・ 50.0%